

足立区補装具費の代理受領に係る補装具業者の登録等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）の規定に基づく補装具費の支給にかかる補装具の販売、貸付け又は修理を行う事業者（以下「補装具業者」という。）の登録並びに補装具費の代理受領等について必要な事項を定めるものとする。

(補装具業者の登録)

第2条 補装具業者の登録は、補装具業者の申請により、事業所ごとに行うこととする。

2 区長は、補装具業者の申請を受け、当該補装具業者が安定的かつ継続的に販売、貸付け又は修理を行うことが可能であると認める場合に前項の登録を行うものとする。

(登録を受けた補装具業者に係る情報提供)

第3条 区長は、前条第2項の規定による登録を受けた補装具業者に係る情報のうち、次の各号に掲げるものを障がい者等に提供するものとする。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 事業開始年月日
- (3) 取り扱う補装具の種類
- (4) その他区長が必要と認める事項

(補装具業者の登録申請)

第4条 第2条の規定に基づき登録を受けようとする補装具業者は、次のいずれかの方法で申請することができる。

- (1) 補装具業者登録申請書（様式第1号）を区長に提出する方法
- (2) オンライン申請（提出者がオンライン申請（区の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、申請をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用した申請をいう。）により補装具業者登録申請に必要な情報を足立区に提出する方法

2 補装具業者は、前項に定めるいずれの方法であっても、次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

- (1) 事業所調書
- (2) 事業者経歴書
- (3) 定款の写し
- (4) その他登録に関し区長が必要と認める書類

(登録の通知)

第5条 区長は、第2条の規定により補装具業者の登録をしたときは、当該登録を受けた補装具業者（以下「登録事業者」という。）に対し、補装具業者登録通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 区長は、第4条に基づき補装具業者から提出された内容について適当と認めず登録をし

ないときは、その理由を示して、その旨登録申請を行った補装具業者に通知しなければならない。

(変更等の届出)

第6条 登録事業者は、登録事項に変更が生じた場合及び当該事業を廃止し、又は休止する場合は、次のいずれかの方法で速やかに区長に届け出なければならない。

(1) 補装具業者登録変更届出書(様式第3号)又は補装具業者事業廃止(休止・再開)届出書(様式第4号)を区長に提出する方法

(2) オンライン申請(提出者がオンライン申請(区の機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と、申請をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用した申請をいう。)により補装具業者登録変更に必要な情報を足立区に提出する方法

(報告等)

第7条 区長は、補装具費の支給に関して必要があると認めるときは、補装具の販売、貸付け若しくは修理を行う者、これらを使用する者又はこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、当該関係者に対して質問し、又は補装具の販売、貸付け若しくは修理を行う事業所又は施設に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査することができる。

2 前項の質問又は検査を行う場合においては、当該職員はその身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(登録の取り消し)

第8条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該登録事業者に係る登録を取り消すことができる。

(1) 補装具費の請求に関し不正があったとき。

(2) 補装具業者が不正の手段により、第2条の登録を受けたとき。

(3) 補装具の販売、貸付け、修理を行う者、若しくはこれらを使用する者又はこれらの者であった者が、前条の規定による質問若しくは検査に応じず、又は虚偽の報告をしたとき。

(補装具の製作等)

第9条 登録事業者は、区長の発行する補装具費支給券の交付を受けた障がい者又は障がい児の保護者(以下「対象者等」という。)と補装具の販売、貸付け又は修理について契約を締結した場合は、その処方に基づき、補装具の販売、貸付け又は修理を行うものとする。

2 対象者等に補装具を引き渡すにあたり、区長が別に定める場合を除き、登録事業者は身体障害者更生相談所等の適合判定・検査を経た後でなければ、これを引き渡してはならない。

3 前項の適合判定の結果、その補装具が補装具費支給対象障がい等に適合しないと認められた場合は、区長は、不備がある箇所を指摘して登録事業者の負担においてこれを改善さ

せることができる。

- 4 登録事業者は、対象者等に対して懇切丁寧を旨とし、差別的取扱いをしてはならない。
(補装具費の代理受領)

第10条 区長は、対象者等からの委任に基づき、補装具費として当該対象者等に支給されるべき額の限度において、当該対象者等に代わり、当該登録事業者に支払うことができる。

- 2 前項の規定による支払があったときは、対象者等に対し補装具費の支給があったものとみなす。

- 3 登録事業者は、その提供した補装具について、第1項の規定により、対象者等に代わって補装具費の支払を受ける場合は、当該補装具を提供した際に、当該対象者等から利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 4 補装具の提供に要した費用につき、前項の利用者負担額の支払を受ける際、当該支払をした対象者等に対し、領収証を交付しなければならない。

(請求)

第11条 登録事業者は、区長に対して補装具費を請求する場合には代理受領に係る補装具費支払請求書(兼請求及び代理受領に対する委任状)に補装具費支給券を添えて提出しなければならない。

- 2 区長は、登録事業者から補装具費の適法な請求を受けた日から30日以内にその額を支払うものとする。

(補装具引き渡し後の改善)

第12条 補装具の引き渡し後、災害等による毀損、本人の過失による破損、生理的若しくは病理的变化により生じた不適合、目的外使用又は取扱い不良等のために生じた破損若しくは不適合を除き、引き渡し後9ヵ月以内に生じた破損又は不適合は、登録事業者の負担においてこれを改善するものとする。ただし、補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準(平成18年厚生労働省告示第528号)の別表で規定する修理基準に定める調整又は小部品の交換若しくは修理のうち軽微なものについては、本文の規定に関わらず、修理後3ヵ月以内に生じた不適合等(上記災害等により免責となる事由を除く。)の場合に適用するものとする。

(不正利得の徴収等)

第13条 区長は、対象者等又は登録事業者が、偽りその他の不正の手段によって補装具費の支給を受けたとき又は関係法令等の規定に違反したときは、当該支給額の全部又は一部の返還を求めることができる。

(関係帳簿等の保存)

第14条 登録事業者は、補装具費の代理受領に係る帳簿及び関係書類を5か年間保存するものとする。

(登録期間)

第15条 登録の有効期間は、登録を行った日から登録した年度の3月31日までとする。

(登録の更新)

第16条 前条の有効期間の満了の日の1月前までに区長又は登録事業者から何らかの意思表示が行われないときは、有効期間の満了の日の翌日において向こう1年間登録を更新したものとみなし、その後も同様とする。

(申請書等の様式)

第17条 この要綱による申請書等の様式については、別に定める。

(雑則)

第18条 この要綱に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付 則 (18足福障発第552号 平成18年9月29日 区長決定)

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

付 則 (30足福障発第1191号 平成30年7月31日 区長決定)

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

付 則 (3足福障発第1579号 令和3年9月1日 区長決定)

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則 (8足福援発第795号 令和8年7月31日 福祉部長決定)

この要綱は、令和8年8月1日から施行する。